

第27回大空町農業委員会総会議事録

令和4年9月26日 第27回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

2番 上田英樹	4番 佐藤廣治	5番 斎藤宏幸
6番 森賀祐司	7番 伊藤博幸	8番 長尾照幸
9番 渡邊恵二	11番 真鍋剛	12番 増子昭雄
15番 遠藤哲也	16番 石原せつえ	17番 佐野一義
18番 渡辺誠	19番 高橋敬義	21番 仲西政克
22番 岡本シゲ子	23番 丹羽真治	
24番 石田正俊		

(2) 欠席者

1番 小川一浩	3番 森英章	10番 福田重幸
13番 福田英信	14番 原本勝広	20番 佐久間仁

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主幹 石川大樹	主事 見延洸太
----------	---------	---------

第27回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第27回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>9月になり収穫時期を迎えまして、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、第27回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。</p> <p>今年の出来であります、大変雨の多い年であります、馬鈴薯・豆類・ビートの収量はまずまずの出来ではないかと思っている所でございます。しかしながら、馬鈴薯につきましては腐敗が多く、収穫作業・選別作業には皆さん大変ご苦労されているんじゃないかと思っております。</p> <p>さて、本来でありましたら、各種収穫作業、小麦播種等大変忙しい時期であります、去る18日から20日にかけて台風の影響で大雨が降り、また23日24日と雨が降りまして、1週間ほど作業ができない状態となっております、今後1週間の週間予報を見ましたところ天気が続く予報ですので、遅れている作業を挽回できるのではないかと考えているところであります。</p> <p>私もですが、焦る気持ちもありますが、皆様には事故・怪我等の無いよう気を付けて作業されます事をお願いし、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>8月26日開催の第26回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第27回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後2時04分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p>

井上局長	<p>諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、18名であります。 森委員、原本委員、福田英信委員、福田重幸委員、小川委員、佐久間委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第7号までの合計10件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、4番佐藤委員、6番森賀委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年9月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、国有地の払い下げに係る案件となっております。図面につきましては1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

石田会長	以上です。 これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。 図面については、2 ページに掲載をしております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和4年9月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主へ売買するものです。図面については3ページに掲載しております。9月9日に第2地区農業委員さんによりあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第 2 号所有権移転関係 2 番朗読】</p> <p>この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、4 ページに掲載をしております。8 月 17 日に第 4 地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号所有権移転関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となりま</p>

	<p>す。図面については、5ページに掲載をしております。8月17日に第4地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、6ページに掲載をしております。8月22日に第5地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求め る。令和 4 年 9 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 3 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主へ売買する るものです。あっせんの申出をうけ、9 月 9 日に第 2 地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を 活用したいとの申し出がありまして協議したところ、公社への買入協 議要請が適当と至ったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者については、上東地区の〇〇氏 を予定しております。図面については、7 ページに掲載しております のでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより議案第3号1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年9月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第4号利用権設定関係1番朗読】 この件につきましては、先々月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件になります。そのため、図面については省略させていただきます。今後の一時貸付農家は〇〇氏でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和4年9月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第5号1番朗読】 この件については、8月29日に第4地区農業委員さんに現地調査いただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。 図面につきましては、8ページに掲載してございますのでご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、8月29日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第6号「農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第6号「農地の賃借料情報の提供について」このことについて、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により次のとおり決定したいので、審議を求める。令和4年9月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第6号説明】</p> <p>お手元に農地の賃借料情報の提供についてという紙をお配りしてございます。例年9月の総会でご報告をさせていただいているところでございますけれども、今回につきましても、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の間に設定されました地域別の実勢賃借料をお載せしているという状況でございます。</p> <p>内容につきましては、この1年間の農地法3条によります賃貸、利用集積計画によります賃貸の件数を拾い上げまして、平均値、最高額最低額をお載せをしているところでございます。</p> <p>この内容につきましては、今回ご承認いただけました後、例年どおり大空町役場のホームページ及び町民にお配りします広報にて、この表を公開してまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>説明につきましては以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第6号について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。議案第7号「農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
井上局長	<p>議案第7号「農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について」、このことについて、次のとおり提出したいので審議を求める。令和4年9月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第7号説明】</p> <p>本件につきましては、8月に開催いたしました委員協議会におきまして、経過と詳細についてのご説明をさせていただいておりますので、この場でのご説明は省略をさせていただきます。</p> <p>ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより議案第7号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年9月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>

石田会長 委員 石田会長	<p>【報告第1号朗読】 以上です。</p> <p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p> <p>(午後2時39分)</p>
--------------------	---